

廃棄物処理法の解説

事例 1

当社は、木くずとがれき類の2種類を破碎している中間処理業者です。木くずについては、中間処理後にチップとして製紙会社に買い取っていただいていたのですが、最近、異物混入とか、チップの不揃いなどで買い取ってもらえなくなりました。

そこで当社よりも安価で処理をしてくれる、中間処理業者に木くずを未処理のまま搬出し、処理をしてもらっています。勿論、マニフェストは当社が責任を持って「処理年月日」を記載しています。

法違反の内容

- ・排出事業者から委託された木くずの処理を、排出事業者が無断で他の処理業者に再委託したこと。
- ・産業廃棄物の処理をしていないのに、マニフェストに処理年月日の虚偽記載をしたこと。

解説

- ・廃棄物処理法により産業廃棄物の再委託は原則禁止されています。軽はずみな行為が重大な刑事罰になり、仮に罰金刑で済んだとしても処理業の許可の取り消しは免れません。また、マニフェストの虚偽記載も重大な違反になります。

事例 2

産業廃棄物の収集運搬をしている時に、一斉検問で「排出事業者からマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物を運搬するのは、廃棄物処理法違反である。それに、許可は有しているが契約もしていない下請業者にさせると、再委託違反である。」と厳しく問いただされました。

顧客によっては、「後でマニフェストを届けるから、とりあえず産業廃棄物を運搬してね。」ということで、マニフェストが後日送付されることもあるため、後日きちんとマニフェストも交付していただいているので問題はないと考えていました。

また、下請業者といっても、弊社の子会社であり社長も同じであるので、契約は本社がして、仕事は下請けというのは日常茶飯事のことなので、何も問題はないのではと考えています。

法違反の内容

- ・マニフェストは産業廃棄物の適正処理の証拠となる重要な書類であるので、処理業者にもマニフェストに関しては色々義務が課せられています。平成23年改正では、マニフェストが交付されていない産業廃棄物を収集運搬することは禁止されています。
- ・下請業者が産業廃棄物を収集運搬するのであれば、マニフェストは下請業者に交付されるべきであり、委託契約も下請け業者がすべきことになる為、再委託禁止の違反となります。

解説

マニフェストを交付しない排出事業者が罰則の適用対象になるのは当然です。「しかし、排出事業者がマニフェストを交付してくれないのだから、産業廃棄物だけを先に回収するしかない。」と、漫然たるサービスのつもりで産業廃棄物を収集運搬すると、処理業者自体が悪いことをしたつもりはなくても、処理業者には罰則が適用されます。(刑事罰がなくても行政処分の対象となります。)

(公社)全国産業廃棄物連合会 法制度対策委員会

11月24日に第3回委員会が開催され、各都道府県から次期法改正に向けた要望が提出され議論しました。その結果については、1月15日開催される全産連理事会を経て環境省に要望されます。主要な要望項目は次のとおりです。

- ・産業廃棄物処理業許可申請書類及び添付書類の様式を全国共通にしてもらいたい。
 - ・許可申請及び届け出を電子化して行政手続きの一層の効率化を図っていただきたい。
 - ・法人の役員変更等に伴う変更届出期間を10日から30日とする合理的なものにいただきたい。
 - ・優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定業者に対する優遇措置を拡充していただきたい。
 - ・選別の定義や収集運搬積換え保管についての法的位置付けを明確にいただきたい。
 - ・業種指定されている産業廃棄物の取り扱いについては、地方自治体が産業廃棄物として取り扱うことが妥当と判断した場合の制度を創設してもらいたい。
 - ・電子マニフェストでは処分完了から3日以内の登録となっているが、処分完了後10日以内と合理的な日数にいただきたい。
- 等、27項目にわたる要望をまとめました。



総合建設業
コンクリート・アスファルトリサイクルセンター所有

有限会社 出馬重機

代表取締役 出馬 泰道

志摩市阿児町甲賀4541-1

電話 (0599) 45-3305

FAX (0599) 45-3306

廃棄物でお困りの方

私たちは、Recycling resources のプロ集団です。
「新しいリサイクル方法を探したい」、「廃棄物にかかるコストをもっと下げたい」
あなたの会社の様々な課題を私たちは、解決致します!

事業内容: 製鋼・鋳造・プラスチック原料加工販売、総合廃棄物処理業
（R2年度優良企業）

ITOJU 株式会社 イトジュ <http://www.itoju.com>
〒510-0033 三重県四日市市川原町1番3号
TEL:059-331-3252 FAX:059-333-3013 E-mail:itoju@ito-ju.co.jp

青年部だより

9月 (他団体との交流及び勉強会を実施 (北勢地区事業))

北勢地区事業として、三重県トラック協会青年部会様、三重県建設業協会四日市支部青年部会様にご協力いただき、3団体の役員懇談会、勉強会、懇親会を行いました。

【3団体合同勉強会】

テレビ、メディア等でも活躍されているメンタリストDaiGo氏をお招きし、「YESを引き出す心理戦略」をテーマにご講演頂きました。初対面の人に対する営業や取引先との交渉を、どのようにすれば優位に進めることができるのか、相手の感情をつかむにはどうしたらいいのか、等ビジネスの場に役立つ講話をしていただきました。



講師のメンタリスト
DaiGo氏



DaiGo氏がメンタリズムを駆使して誰がどの色を選んだか当てるゲーム。見事全員の色を的中!



約140名と多数の方にご参加いただきました。ありがとうございました。

【3団体役員懇談会】

各部会長の挨拶、役員自己紹介、団体ごとの事業報告、運営上の課題、今後の取り組み等、活発な意見交換が行われました。今回が初の試みでしたが、今後も継続してこうと考えています。



【3団体懇親会】

3団体合計約60名に参加いただきました。名刺交換をしたり、勉強会の話題で盛り上がりたりと、短い時間ではありましたが有意義な懇親会となりました。



11月 (年末懇親会)



42名とたくさんの会員さまに参加していただきました。2016年に向けての英気を養うよい交流の場となりました。皆様どうぞ本年もよろしくお願いいたします。

青年部会の入会者募集中!

私たち青年部会は「学ぶべきことが、ここにある!」を合言葉に活動しています。勉強会や情報交換会を通じて、互いに学びあう中で懇親を深めることができる集まりです。是非、ご参加ください!

入会資格: 協会員もしくは賛助会員である
50歳以下の方

年会費: 年間24,000円

入会お問合せ・申込は協会事務局まで

TEL: 059-351-8488